下記について連絡致します。

【制度要綱第6条第3項の下表の団体の削除、同第7条第1項の協会が発行する契約番号のアルファベット1字に M を追加】

- 1.「東京玩具工業協同組合」の解散(平成 25 年 4 月 8 日付にて登記抹消)があったことから、同団体を経由し当会とSTマーク使用許諾契約を締結している企業 (5 社)について、平成 26 年 4 月以降より協会事務局が直接に更新手続を行うこととする。 ※ 平成 25 年度分の契約(更新)手続は、同組合解散前に完了。
- 2. 上記を踏まえ、制度要綱を下記のとおり、改定する。

	改定	施行日
	1. 第6条第3項の下表関係	
東京玩具工業	東京玩具工業協同組合の「名	平成 26 年 2 月 1 日とする。
協同組合の解	称」「所在地」「アルファベッ	
散に伴う変更	ト1字(M)」を削除	
	2. 第7条第1項関係	
	同組合に指定されたアルファ	
	ベットMの第6条からの削除	
	に伴い、協会が発行する契約番	
	号のアルファベット1字にM	
	を追加	

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約を 締結しなければならない。
 - 2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。
 - 3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許諾 契約を締結することができる。

名 称	所 在 地		
東京玩具製問協同組合	〒130-8611	Т	
来尔 <u>邦</u> 兵袋问肠问租口	東京都墨田区東駒形 4-22-4		
	== 130−0005 —		
東京玩具工業協同組合	東京都墨田区東駒形 4-24-3	M	
	伊藤ビル2階		
	〒103-0004		
日本プラスチック玩具工業協同組合	東京都中央区東日本橋 2-24-7	Р	
	東京プラスチック会館 5 階		
	〒103-0004		
日本空気入ビニール製品工業組合	東京都中央区東日本橋 2-24-7	V	
	東京プラスチック会館2階		
 日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051	J	
日本ノノモデル工業協同組日	東京都台東区蔵前 4-20-12		
大阪玩具事業協同組合	〒542−0066		
(一社) 日本玩具協会大阪支部	大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1	В	
(在) 日本玩具協云八級文印	玩具人形会館内		
東京玩具人形協同組合	〒111-0053	D	
来	東京都台東区浅草橋 2-28-14		
中部玩具人形工業会	〒451-0043	С	
T 中	愛知県名古屋市西区新道 2-15-17		
日本バルーン協会	〒166-0014	R	
ログバルーン防云	東京都杉並区松の木 3-12-11	10	

【契約番号】

- - 2. 第6条3項に規定する団体を経由して契約を締結した場合にあっては、団体毎に指定されたアルファベット1字(第6条第3項の表の右欄)と当該団体が付する受付番号(4桁のアラビア数字)で構成する。

(付則 平成 26 年 1 月 24 日改定)

この改定 (第6条第3項の表中の「東京玩具工業協同組合」に係る欄の削除、第7条 第1項への契約番号Mの追加)は、平成26年2月1日より施行。